

議案第12号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年 2月22日

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）が施行されることに伴い、関係する条例の一部を改正するものである。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第21条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

(富津市税条例の一部改正)

第2条 富津市税条例（昭和46年富津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(富津市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第3条 富津市固定資産評価審査委員会条例（昭和46年富津市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第3項を同条第4項とし、同条第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第11条第1項中「場合においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員長が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

(富津市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正)

第4条 富津市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例(昭和50年富津市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「異議の申立」を「審査請求」に改め、同条第1項中「異議が」を「不服が」に、「60日」を「3箇月」に、「異議を申し立てる」を「審査請求する」に改め、同条第2項中「異議の申し立て」を「審査請求」に改める。

(富津市情報公開条例の一部改正)

第5条 富津市情報公開条例(平成16年富津市条例第9号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

「第3章 不服申立て」を「第3章 審査請求」に改める。

第18条第1項各号列記以外の部分中「開示決定等」の次に「又は開示請求に係る不作為」を加え、同項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)」に改め、同項各号列記以外の部分中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号中「又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。)」を取り消し又は変更し、当該不服申立て」を「で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求」に改め、同号ただし書中「開示決定等」を「行政文書の開示」に改め、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第3項中「開示決定等」の次に「又は開示請

求に係る不作為」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定を」を「裁決を」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

第19条第1号及び第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第20条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「又は決定」を削り、同条各号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号中「係る開示決定等」の次に「(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。)」を加える。

(富津市個人情報保護条例の一部改正)

第6条 富津市個人情報保護条例(平成16年富津市条例第10号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

「第4章 不服申立て」を「第4章 審査請求」に改める。

第42条第1項中「又は利用停止決定等」を「、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為」に、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)」に改め、同項各号列記以外の部分中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号中「又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第44条において同じ。)」を取り消し、又は変更し、当該不服申立て」を「で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求」に改め、同号ただし書中「開示決定等」を「個人情報の開示」に改め、同項第3号中「又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)」を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して」を「で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の」に改め、同項第4号中「又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)」を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して」を「で、審査請求

の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の」に改め、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第3項中「又は利用停止決定等」を「、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定を」を「裁決を」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

第43条第1号及び第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第44条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「又は決定」を削り、同条各号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号中「係る開示決定等」の次に「（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を加える。

（富津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第7条 富津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年富津市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第7条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「、不服申立人」を「、審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第8条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第9条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第10条の見出し中「閲覧等」を「写しの送付等」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同項前段中「閲覧」の次に「（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」を加え、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請

求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第10条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第7条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

第11条ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第12条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第3条の規定による改正後の富津市固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。
- 3 第5条の規定による改正後の富津市情報公開条例の規定は、施行日以後にされた開示決定等又は開示請求に係る不作為についての審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等又は開示請求に係る不作為についての不服申立てについては、なお従前の例による。
- 4 第6条の規定による改正後の富津市個人情報保護条例の規定は、施行日以後にされた開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求について適用し、施行日前にさ

れた開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての不服申立てについては、なお従前の例による。

- 5 第7条の規定による改正後の富津市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定は、第5条の規定による改正後の富津市情報公開条例又は第6条の規定による改正後の富津市個人情報保護条例の規定による諮問について適用し、第5条の規定による改正前の富津市情報公開条例又は第6条の規定による改正前の富津市個人情報保護条例の規定による諮問については、なお従前の例による。